

第8期 県民生活審議会 第1回消費生活部会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成21年3月9日（月）14：00～16：00
- 2 場 所 県民会館304号室
- 3 出席者（委員） 根岸部会長、岡田委員、滝川委員、手嶋委員、中西委員、
幡井委員、原委員 7名
（臨時委員） 福谷委員、清水委員、山岸委員、鈴木委員
（事務局） 塚本企画県民部政策担当部長、石井県民文化局長、
大上消費生活室長、岡田消費生活室主幹兼消費生活係長
高橋、松岡
（関係機関） 福富生活科学総合センター所長
玉木西播磨生活科学センター所長
石井但馬生活科学センター所長
池田淡路生活科学センター副所長
星野生活科学総合センター指導啓発課長

4 議事概要

（兵庫県の消費者行政の今後の方向性について）

- ・消費者行政の活性化ということで、国から基金がくるが、人件費はだめといった縛りがあるため市町は困っている。兵庫県にはブロックごとに生活科学センターがあるので、市町ごとに窓口を設けるのではなく、生活科学センターを核にして県と市町の広域的なセンターにするという方法も考えていただきたい。
- ・消費者行政推進本部には教育委員会もいれていただきたい。どういう消費者教育をしたらよいかは生活行政からでないし、教育の現場でどういう問題を抱えているかも教育委員会が入っていないとわからない。
- ・基金を使って、現場で相談を担当している人に法改正などの情報がきめ細かく届くよう情報が共有できるよう対応してもらいたい。
- ・兵庫県にはくらしのクリエイター制度があり、各市町に2～3人くらしのクリエイターがいる。クリエイターの研修を充実し、市町の相談窓口の助けになるようにしてはどうか。
- ・物価監視については、消費者の目線も大事だが、ほとんどの事業者はまじめにやっているわけだから、事業者との情報交換という観点も入れてほしい。消費者だけのワンサイドの行政施策では困る。

- ・基金は3年で切れるということを想定し、その後の負担も考え、3カ年でやる事業は今後の基盤を作るということに着目すべきだ。3年後に事業が終わってしまったり、後退することにならないことが必要。
- ・現地解決型で消費者行政の諸問題を解決するためには、市町と県とのつながりがうまくいかないと機能しない。情報を県と市町がすべて共有できるシステムが必要だと思う。
- ・食品表示制度の普及啓発事業では、消費者が知っておくべき最新情報を、タイムリーに周知するための仕組み作りが重要。
- ・医療機関や警察、消防と事故情報の連携を密にしていきたい。また、食の安全の問題は幅広いので国の食品安全委員会との連携を密にしていきたい。
- ・消費者に食の安全と表示の違法の問題はまったく同じではないということの啓発が必要。

(不当な取引行為の指定の見直しについて)

- ・特定商取引法の処分は兵庫県の存在意義を示すものだが、19年度は調査と処分を消費生活課でやっていたものを、20年度生活科学総合センターで調査を行い、本庁で処分をする形に役割分担をしたために、処分件数が減ったのであれば問題だ。
- ・特商法、景表法ともに件数がすべてではないが、件数は兵庫県が先進的にがんばっていることを示す数値であり、成果をあげていただきたい。
- ・不当な取引行為の追加について、「 情報不開示」「 電子メール広告のオプトイン規制」「 クレジットにおける二重無効の場合の既払金返還義務の拒否・遅延」について委員から提案があり、次回部会までに指定を追加する必要があるのか検討することとした。